

国内募集型企画旅行条件書

この書面は旅行業法第 12 条の 4 に定める「取引条件説明書面」及び同法第 12 条の 5 に定める「契約書面」の一部となります。

1.募集型企画旅行契約

1. この旅行は TRAPOL 合同会社（以下「当社」といいます）が企画・募集し実施する旅行であり、この旅行に参加されるお客様は当社と募集型企画旅行契約（以下「旅行契約」といいます。）を締結することになります。
2. 旅行契約の内容・条件は、以下のプラン毎に異なります。募集広告、パンフレット、本旅行条件書、本旅行出発前にお示しする確定書面（最終旅行日程表）及び標準旅行業約款募集型企画旅行契約の部をご確認の上ご利用下さい。
 - (1)定額利用プラン：旅行距離に応じて、定額の料金を支払っていただくプランです。
 - (2)1 日乗り放題プラン：旅行距離・利用回数に依らず、1 営業日の間、利用し放題のプランで、定額の料金を支払っていただくプランです。ただし、旅行距離については運航エリアに制限がありますのでご注意ください。
 - (3)2 日乗り放題プラン：旅行距離・利用回数に依らず、2 営業日の間、利用し放題のプランで、定額の料金を支払っていただくプランです。ただし、旅行距離については運航エリアに制限がありますのでご注意ください。
3. 当社は、お客様が当社の定める旅行日程に従って運送機関等の提供する運送その他の旅行に関するサービス（以下「旅行サービス」といいます。）の提供を受けることができるように、手配し、旅程を管理することを引き受けます。

2.旅行のお申込み

1. 旅行サービスの利用にあたっては、申し込みフォームから、本規約に同意の上、会員登録の申し込みを行っていただきます。当社が、当該申し込みの承諾を行った会員は、当社所定の旅行予約フォームから、旅行商品の申し込みを行っていただきます。その後、当社は、本申し込みに対して、旅行手配完了の通知（承諾の通知）を行います。
2. 旅行代金のお支払いについては、旅行終了時に現金又はクレジットカード（VISA,Master,JCB,Amex）、その他当社又は当社が輸送業務を委託する会社が現地に表示

する決済方法にて行います。

3. 本旅行契約については、旅行終了時までにお客様から特段の意思表示が無い限り、原則として「定額利用プラン」の契約であるとみなします。
4. 当社は団体・グループを構成するお客様の代表としての契約責任者から、旅行申込みがあった場合、旅行契約の締結及び解除に関する一切の代理権を契約責任者が有しているものとみなします。
5. 当社は、契約責任者が団体・グループの構成者に対して現に負い、又は将来負うことが予想される債務又は義務については、何らの責任を負うものではありません。
6. 当社は、契約責任者が団体・グループに同行しない場合、旅行開始後においては、あらかじめ契約責任者が選任した団体・グループの構成者を契約責任者とみなします。
7. 健康を害している方、車椅子などの器具をご利用になっている方や心身に障がいのある方、食物アレルギー・動物アレルギーのある方、妊娠中の方、妊娠の可能性のある方、身体障害者補助犬(盲導犬、聴導犬、介助犬)をお連れの方その他特別の配慮を必要とする方は、申込みの際に、参加にあたり特別な配慮が必要となる旨をお申し出ください。(旅行契約成立後にこれらの状態になった場合も直ちにお申し出ください。)。当社は、可能かつ合理的な範囲内でこれに応じます。なお、お客様からのお申し出に基づき、当社がお客様のために講じた特別な措置に要する費用は原則としてお客様の負担とします。

3.旅行契約の成立時期

旅行契約は、原則として、お客様より、当社所定の旅行予約フォームから旅行商品の申込みを行っていただき、当社がお客様の申込みを受けて、同申込みを承諾する旨の通知を発した時に成立するものとします。

4.旅行代金の支払い時期

旅行終了時(降車時)に旅行代金をお支払いいただきます。旅行代金の額についてはご契約頂くプラン毎に異なります。

5.契約締結の拒否

当社は、次に掲げる場合においては、募集型企画旅行契約の締結に応じないことがあります。

1. 当社の業務上の都合により、締結すべきでない又は締結できないと判断したとき。
2. お客様が他のお客様に迷惑を及ぼし、又は団体行動の円滑な実施を妨げるおそれがあるとき。
3. お客様が暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係者、暴力団関係企業又は総会屋その他の反社会的勢力であると認められる場合。
4. お客様が当社に対して暴力的な要求行為、不当な要求行為、取引に関して脅迫的な言動若しくは暴力を用いる行為又はこれらに準ずる行為を行なった場合。
5. お客様が風説を流布し、偽計を用い若しくは威迫を用いて当社らの信用を毀損し若しくは当社らの業務を妨害する行為又はこれらに準ずる行為を行なった場合。

6. 契約書面の交付

1. 当社は旅行契約の成立後速やかに、お客様に、旅行日程、旅行サービスの内容、旅行代金その他の旅行条件及び当社の責任に関する事項を記載した契約書面を提示します。
2. 契約書面を交付した場合において、当社が旅行契約により手配し旅程を管理する義務を負う旅行サービスの範囲は、前項の契約書面に記載するところによります。

7. 確定書面

1. 契約書面において、確定された旅行日程又は運送の名称を記載できない場合には、当該契約書面において利用予定の運送機関の名称を限定して列挙した上で、当該契約書面交付後、旅行開始前までにこれらの確定状況を記載した確定書面を交付します。
2. 前項の場合において、手配状況の確認を希望するお客様から問い合わせがあったときは、確定書面の交付前であっても、当社は迅速かつ適切にこれに回答します。
3. 確定書面を交付した場合には、当社が手配し旅程を管理する義務を負う旅行サービスの範囲は、当該確定書面に記載するところに特定されます。

8. 契約内容の変更

1. 定額利用プランで旅行を開始したお客様が、旅行終了時に1日乗り放題プラン又は2日乗り放題プランへの変更の求めがあったときは、当社又は当社が輸送を委託する会社の乗務員が了承した場合に、当該変更に対応致します。この場合の旅行代金は、各パンフレット等に記載の金額となります。1日乗り放題又は2日乗り放題プランをご利用のお客様については、プラン変更及びキャンセルは対応致しかねますのでご了承下さい。
2. 当社は、天災地変、戦乱、暴動、運送機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令、当初の運行計画によらない運送サービスの提供その他当社の関与し得ない事由が生じた場合において、旅行の安全且つ円滑な実施を図るためやむを得ないときは、旅行者にあらかじめ速やかに当該事由が関与し得ないものである理由及び当該事由との因果関係を説明して、旅行日程、旅行サービスの内容その他の募集型企画旅行の内容を変更することがあります。但し、緊急の場合において、やむを得ないときは、変更後に説明します。

9.お客様の交替

当社と旅行契約を締結したお客様は、契約上の地位を第三者に譲り渡すことはできません。

10.お客様による旅行契約の解除

- 1.お客様は次に掲げる場合において、旅行開始前にキャンセル料を支払うことなく企画旅行契約を解除することができます。
 - (1)旅行契約内容に以下に例示するような重要な変更が行われたとき。
 - a. 旅行開始日又は終了日の変更（サービスの性質上、道路交通状況等により時間が前後することがございますので、時間の変更は除きます。）
 - b. 旅行の目的地の変更
 - c. 運送機関の種類又は会社名の変更
 - (2) 天災地変、戦乱、暴動、運送機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令その他の事由が生じた場合において、旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となり、又は不可能となるおそれが極めて大きいとき。
 - (3)当社がお客様に対し、旅行開始前までに確定書面を交付しなかったとき。
 - (4)当社の責に帰すべき事由が生じた場合において契約書面に記載した旅行日程に従った旅行の実施が不可能となったとき。
2. お客様は、旅行開始後において、当該お客様の責に帰すべき事由によらず契約書面に記

載した旅行サービスを受領することができなくなったとき又は当社がその旨を告げたときは、本条1項の規定にかかわらず、キャンセル料を支払うことなく、旅行サービスの当該受領することができなくなった部分の契約を解除することができます。この場合において、当社は、旅行代金のうち当該受領することができなくなった部分に係る金額を払い戻します。

3. 当社は、旅行代金のうち旅行サービスの当該受領できなくなった部分に係る金額から旅行サービスに対して、キャンセル料、その他の既に支払い、またはこれから支払わなければならない費用に係る金額（当社の責めに帰すべき事由によるものでないときに限ります。）を差し引いたものをお客様に払い戻します。

11. 当社による旅行契約の解除

【1】旅行開始前

当社は、次に掲げる場合において、お客様に事由を説明して、旅行開始前に旅行契約を解除することがあります。

- a. お客様が病気、必要な介助者の不在その他の事由により、当該旅行に耐えられないと認められるとき。
- b. お客様が他の旅行者に迷惑を及ぼし、又は、団体旅行の円滑な実施を妨げるおそれがあると認められるとき。
- c. お客様が、契約内容に関し、合理的な範囲を超える負担を求めたとき。
- d. 天災地変、戦乱、暴動、運送機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令その他の当社の関与し得ない事由が生じた場合において、契約書面に記載した旅行日程に従った旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となり、又は不可能となるおそれが極めて大きいとき。
- e. お客様の有するクレジットカードが無効になる等、お客様が旅行代金等に係る債務の一部又は全部を提携会社のカード会員規約に従って決済できなくなったとき。
- f. お客様が第5条4項から6項に該当することが判明したとき。

【2】旅行開始後

1. 当社は、次に掲げる場合において、旅行開始後であっても旅行契約を解除することがあります。この場合、旅行代金のうちお客様がいまだその提供を受けていない旅行サービスに係る部分の費用から、当該旅行サービスに対してキャンセル料、違約料その他の既に支払い、又はこれから支払わなければならない費用に係る金額を差し引いて払い戻しいたします。

- a. お客様が病気、必要な介助者の不在その他の事由により旅行の継続に耐えられないとき。
- b. お客様が旅行を安全かつ円滑に実施するための乗務員その他の者による当社の指示に従わないとき、またはこれらの者または同行する他のお客様に対する暴行又は脅迫などに

より団体行動の規律を乱し、当該旅行の安全かつ円滑な実施を妨げるとき。

c. 天災地変、戦乱、暴動、運送機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令その他の当社の関与できない事由が生じた場合において、旅行の継続が不可能になったとき。

d. お客様が第5条4項から6項に該当することが判明したとき

2. 前項の a、c の規定により、当社が旅行契約を解除したときは、お客様の求めに応じて、お客様のご負担で出発地に戻るために必要な手配を引き受けます。

12. 旅行代金の払い戻し

当社は、第10条及び第11条の規定により旅行契約が解除された場合において、お客様に払い戻すべき金額が生じたときは、旅行開始前の解除による払い戻しにあっては解除の翌日から起算して7日以内に、減額又は旅行開始後の解除による払い戻しにあっては契約書面に記載した旅行終了日の翌日から起算して30日以内にお客様に対し当該金額を払い戻します。

13. 旅程管理

1. 当社はおお客様の安全かつ円滑な旅行の実施を確保するため、お客様に対し次に掲げる業務を行います。当社がおお客様とこれと異なる特約を結んだ場合にはこの限りではありません。

お客様が旅行中、旅行サービスを受けることが出来ないおそれがあると認められるときは、旅行契約に従った旅行サービスの提供を確実に受けられるために必要な措置を講じます。

2. お客様は、旅行開始後旅行終了までの間において団体で行動していただくときは、旅行を安全かつ円滑に実施するための当社の指示に従っていただきます

14. 当社の責任及び免責事項

1. 当社は、旅行契約の履行に当たって、当社が故意又は過失によりお客様に損害を与えたときは、その損害を賠償する責を負います。ただし損害発生の日から起算して2年以内

に当社に対して通知があったときに限ります。

2. お客様が次に掲げる事由により損害を被った場合においても、当社は本条 1 項の責任を負いかねます。ただし、当社の故意又は過失がある場合は、この限りではありません。

- a. 天災地変、戦乱、暴動又はこれらのために生ずる旅行日程の変更もしくは旅行の中止
- b. 運送機関等の事故もしくは火災により発生する損害
- c. 運送機関等のサービス提供の中止又はこれらのために生じる旅行日程の変更もしくは旅行の中止
- d. 官公署の命令等によって生じる旅行日程の変更、旅行の中止
- e. 盗難
- f. 運送機関の遅延、不通、スケジュール変更、経路変更など、又はこれらによって生ずる旅行日程の変更

3. 当社は、手荷物について生じた本条 1 項の損害については、同項の規定にかかわらず、損害発生の翌日から起算して 21日以内に当社に対して通知があったときに限り、お客様 1 名につき 15 万円（当社に故意又は重大な過失がある場合を除きます。）を限度として賠償します。

15.お客様の責任 1. お客様の故意又は過失により他のお客様、第三者及び当社が損害を被ったときは、当該お客様は損害を賠償しなければなりません。

2. お客様は、当社から提供された情報を活用し、契約書面に記載されたお客様の権利義務その他契約の内容について理解するように努めなければなりません。

3. お客様は、旅行開始後に、契約書面に記載された旅行サービスについて、提供された旅行サービスが記載内容と異なるものと認識したときは、旅行地において速やかに当社又は旅行サービス提供者にその旨を申し出なければなりません。

16.特別補償

1. 当社はお客様が旅行参加中に、急激かつ偶然な外来の事故により生命、身体又は手荷物に被った一定の損害について、標準旅行業約款特別補償規程の定めにより以下の金額の補償金又は見舞金を支払います。但し、特別補償規程第 2 章の事由による場合は、補償金等は支払いません。

死亡補償金：国内旅行 1,500 万円

入院見舞金：国内旅行 2～20 万円

通院見舞金：国内旅行 1～5 万円

携行品損害補償金：お客様 1 名につき 15 万円を限度

(但し、補償対象品 1 個あたり 10 万円を限度とします。)

16.旅程保証

旅行日程に下表に掲げる変更が運送機関等が当該旅行サービスの提供を行っているにもかかわらず、諸設備の不足が発生したこと等によって行われた場合は、標準旅行業約款（募集型企画旅行契約の部）の規定によりその変更の内容に応じて旅行代金に下表に定める率を乗じた額の変更補償金を支払います。但し、一旅行契約について支払われる変更補償金の額は、旅行代金の 15%を限度とします。また、一旅行契約についての変更補償金額が 1,000 円未満の場合は、変更補償金を支払いません。

当社は、下記の表左欄に掲げる契約内容の変更が生じた原因が以下による場合は、変更補償金を支払いません。

- ①天災地変 ②戦乱 ③暴動 ④官公署の命令
- ⑤欠航、不通、休業等の運送機関等の旅行サービス提供の中止
- ⑥遅延、運送スケジュール変更等の当初の運航計画によらない運送サービスの提供
- ⑦お客様の生命又は身体の安全確保のため必要な措置

変更補償金の支払いが必要となる変更	一件あたりの率 (%)	
	旅行開始前	旅行開始後
[1]契約書面に記載した旅行開始日又は旅行終了日の変更	1.3	3.0

注 1. 「旅行開始前」とは、当該変更について旅行開始までにお客様に通知した場合をいい、「旅行開始後」とは、当該変更について旅行開始（乗車開始）以降にお客様に通知した場合をいいます。

注 2. 確定書面が交付された場合には、「契約書面」とあるのを「確定書面」と読み替えた上で、この表を適用します。この場合において、契約書面の記載内容と確定書面の記載内容との間又は確定書面の記載内容と実際に提供された旅行サービスの内容との間に変更が生じたときは、それぞれの変更につき 1 件として取り扱います。

。

17.個人情報の取扱いについて

1. 当社は、ご提供いただいた個人情報について、
 - (1) お客様との間の連絡
 - (2) 旅行に関する運送機関等のサービス手配、提供
 - (3) 旅行に関する諸手続
 - (4) 当社の旅行契約上の責任において事故時の費用等を担保する保険の手続き
 - (5) 当社及び当社と提携する企業の商品やサービス、キャンペーン情報の提供、旅行に関する情報提供
 - (6) 旅行後のご意見やご感想のお願い
 - (7) アンケートのお願い
 - (8) 特典サービス提供
 - (9) 統計資料作成に利用させていただきます。
2. 前項 2号および3号の目的を達成するため、お客様の氏名、住所、電話番号等を運送機関に、書類又は電子データにより、提供することがあります。
3. 当社はお客様から書面によってご提供をいただいた個人情報のうち、氏名、住所、電話番号、メールアドレス等の連絡先を、当社の営業案内、キャンペーン等のご案内のために、利用させていただきます。
4. 利用する個人情報は、当社が責任を持って管理します。
5. 当社は、個人情報の取扱を委託することがあります。
6. お客様は、当社の保有する個人データに対して開示、訂正、削除、利用停止の請求を行うことができます。 問合せ窓口は本社相談窓口となります。

個人情報保護管理者 お問い合わせ窓口：本社相談窓口

e-mail：ope@trapol.co.jp

営業時間：月～金曜日 10：00～18：00（土・日曜、祝日、年末年始休業）